

りんくうタウン駅ビル
休業日及び営業時間の管理運用基準

泉佐野市 成長戦略室

りんくうタウン駅ビル休業日及び営業時間の管理運用基準

(目的)

第1条 この管理運用基準は、泉佐野市（以下「市」という）が運営する「りんくうタウン駅ビル」において、商業施設としての一体的な運営を実現するために、りんくうタウン駅ビル営業要領第7条に基づき出店テナントの休業日及び営業時間の取扱いについて定める。

(休業日)

第2条 出店テナントが取得できる休業日数は、4月1日から翌年3月31日までの1年間で28日を限度とし、1月間に取得できる休業日は、次項に定める一斉休業日が属する月は3日まで、その他の月は2日までとする。

2 市は、以下の年4日を一斉休業日として定める。ただし、出店テナントから営業の要請があったときは、営業を認めることができる。

- (1) 12月31日
- (2) 1月1日
- (3) 6～7月の施設内定期点検日
- (4) 11～翌1月の施設内定期点検日

なお、(3)(4)の施設内定期点検は、日程を調整のうえ出店テナントに通知する。

3 出店テナントは、休業日を設けるときは、休業日の属する月の前月20日までに書面にて市に申請し、市の承認を得るものとする。また、承認後は、休業日の予定について、店舗内への掲示等により、来店者及び施設利用者等に対し、事前に周知するものとする。

4 市は、前項で承認した休業日を月1回、各出店テナントに周知するものとする。

5 市は、第1項に定める休業日数にかかわらず、荒天や重篤な疾病への感染等休業することが社会通念上やむを得ないと認められるとき及び建物の設備改修等当該商業施設の運営に必要な工事を行うとき、各出店テナントに対し、特別に休業を命ずる又は指示することができる。

(営業時間)

第3条 市は、出店テナントの営業時間について、各出店テナントから受理した申請に基づき、午前10時から午後11時の範囲内で定めるものとする。ただし、市が認めたときは、この限りではない。

2 出店テナントは、やむを得ない事情により前項の営業時間を変更する必要があるときは、あらかじめ書面（様式第2号）にて市に申請し、その承認を得るものとする。また、承認後は、その変更内容について、事前に店舗内への掲示等により、来店者及び施設利用者等に周知するものとする。

（警告）

第4条 市は、出店テナントが同基準第2条及び第3条の規程に違反したときは、当該テナントに指導、警告の上、改善されない場合は、賃貸借契約について、解除等の措置を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

りんくうタウン駅ビル休業日及び営業時間の管理運用要領
第2条5項の運用について

1 社会通念上臨時休業することがやむを得ないと認められるものとして、次に掲げる事象とする。

- 台風等の襲来により、安全確保が困難な場合
- 重篤な感染症の罹患
- 店舗の改装工事の実施
- 店舗の設備故障
- その他社会通念上臨時休業することがやむを得ないと認められるもの